明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○会計検査院の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する規則（会計検査院五）　一

〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二八一）　一
○保安林の指定をする件（農林水産一三二三～一三三〇）　二
○資源管理基本方針の一部を改正する告示（同一三三一）　二
○産業標準化法第三十七条第三項の登録をした認証機関の件（経済産業一八一）　三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一〇八五、一〇八六）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇八七～一〇九一）　三
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（防衛一八三）　四
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消す件（同一八四）　四
○道路に関する件（東北地方整備局一五六）　四
○道路に関する件（近畿地方整備局一三八、一三九）　五
○道路に関する件（北海道開発局一六三～一六六）　七

〔人事異動〕
内閣　環境省　七

〔官庁報告〕
官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　七

〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、国営喜界島土地改良事業計画、直轄災害復旧事業の完了関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　九
会社その他

規　則

○会計検査院規則第五号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、会計検査院の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する規則を次のように定める。

令和三年八月六日

会計検査院長　森田　祐司

会計検査院の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する規則

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、会計検査院の所管に属する不動産に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。

事務総長官房会計課長

附　則

この規則は、公布の日から施行する。